2　［略］

3　生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第七項において読み替えて準用する第五十四条の五第一項各号に掲げる方法のうち生命保険募集人又は損害保険募集人が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

［4～6　略］

7　第五十四条の五の規定は、第二項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険会社（法第百条の五第二項」とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人（第五十三条第二項」と、「当該保険会社」とあるのは「当該生命保険募集人又は損害保険募集人」と、「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人の使用」と、「方法（法第百条の五第二項」とあるのは「方法（第五十三条第二項」と、同条第二項中「保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」とあるのは「設定日（第五十三条第一項第一号に規定する保険契約にあっては保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日をいい、同項第二号に規定する保険契約にあっては同号に規定する事項の電磁的方法による提供を最後に行った日をいう。）」と、「令第十四条の二第一項」とあるのは「第五十三条第三項」と、同条第三項中「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人の使用」と読み替えるものとする。

2　［同上］

3　生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

［号を加える。］

［4～6　同上］

［項を加える。］

（運用報告書の記載事項等）

第五十四条の四　法第百条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象期間（直前の基準日（運用報告書（法第百条の五第一項に規定する運用報告書をいう。以下この条、第五十四条の六第一号及び第二百三十四条の二十五第一項第六号の二において同じ。）の作成の基準とした日をいう。以下この条及び次条第二項第三号において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用報告書の基準日までの期間をいう。以下この条及び次条第二項第三号において同じ。）

［二～五　略］

［2～5　略］

（運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五十四条の五　法第百条の五第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

［イ～ハ　略］

ニ　閲覧ファイル（保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供する方法

二　［略］

［2・3　略］

（情報の提供）

第二百二十七条の二　［略］

2　［略］

（運用報告書の記載事項等）

第五十四条の四　［同上］

一　対象期間（直前の基準日（運用報告書（法第百条の五第一項に規定する運用報告書をいう。以下この条、第五十四条の六第一号及び第二百三十四条の二十五第一項第六号の二において同じ。）の作成の基準とした日をいう。以下この条において同じ。）の翌日（当該運用報告書が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用報告書の基準日までの期間をいう。以下この条及び次条第二項第三号において同じ。）

［二～五　同上］

［2～5　同上］

（運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法）

第五十四条の五　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　閲覧ファイル（保険会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて保険契約者の閲覧に供する方法

二　［同上］

［2・3　同上］

（情報の提供）

第二百二十七条の二　［同上］

2　［同上］